

# 平成29年度インスペクションの活用による住宅市場活性化事業のうち、インスペクションによる住宅情報の活用に関する事業の募集についての公示

平成29年4月26日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

平成29年度インスペクションの活用による住宅市場活性化事業のうち、インスペクションによる住宅情報の活用に関する事業を行う民間事業者等の募集について公示する。

## I. 事業の概要

### 1. 事業名

インスペクションによる住宅情報の活用に関する事業

### 2. 事業の目的

本事業は、インスペクションにより得られた情報をもとにした、住宅所有者等が維持管理やリフォーム、売買時等に容易に活用でき、また、住宅所有者と多様な住宅関連ビジネスを繋ぐプラットフォームとしても利用できるような住宅情報の蓄積・活用のための取組みを公募し支援することにより、住宅ストックの質の維持・向上を図るとともに、リフォーム市場や中古流通市場の活性化を図ることを目的とする。

### 3. 事業内容

インスペクションにより得られた情報をもとにした住宅情報の蓄積・活用のための仕組みの構築について、以下の取組を行う事業を公募対象とする。

- (1) **総合的検討事業**：インスペクションを活用した住宅情報の蓄積・活用を図るための学識経験者等による総合的な検討等を行う事業
- (2) **住宅情報蓄積・活用事業**：インスペクションを活用した住宅情報の蓄積・活用を行う事業

### 4. 事業実施期間

本事業の実施期間は、以下を予定している。

平成29年6月初旬 ～ 平成30年3月9日(金)

## II. 公募対象事業の要件

### 1. 公募対象事業者の要件

次の①～⑦のすべての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- ① 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ② 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- ③ 補助事業を的確に遂行する技術力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- ④ 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤ 事業の実施にあたっては、公平性及び中立性を確保すること。(総合的検討事業のみ)

- ⑥ 平成26年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において補助金返還命令を受け、事業実施期間において本補助金への申請が制限されるものではないこと。
- ⑦ 暴力団又は暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係にないこと。

## 2. 対象事業の要件

### (1) 総合的検討事業

インスペクションを活用した住宅情報の蓄積・活用を図るため、学識経験者等により構成される委員会等を設置し、以下について総合的な検討を行う事業を対象とする。

- ① 別添1「既存住宅で始める住宅履歴情報の蓄積・活用ガイドライン（素案）」のとりまとめ
- ② 住宅情報の蓄積・活用における共通的課題の解決に向けての検討
- ③ (2) 住宅情報蓄積・活用事業の成果報告のとりまとめ及び各事業成果の評価
- ④ 本事業で得られた成果の周知・普及

### (2) 住宅情報蓄積・活用事業

下記(i)～(iii)の要件を満たす、次の①及び②の事業を対象とする。

- ① 住宅情報の蓄積・活用が可能なシステムの整備
- ② 住宅所有者による住宅情報の利用の促進に資するサービスの提供

#### (i) 住宅情報の「蓄積」に係る要件

- a. 既存住宅の情報蓄積が可能であること。
- b. 住宅情報の蓄積・更新が簡便かつ容易であること。

#### (ii) 住宅情報の「活用」に係る要件

- a. 所有者が容易に閲覧・理解できること。
- b. 所有者による多様な活用機会を提案するものであること。
- c. 所有者が指定した事業者が閲覧・活用可能であること。
- d. 住宅情報を活用した住宅関連ビジネス事業者によるサービス提供が可能であること。

#### (iii) その他の要件

- a. 情報蓄積が可能な住宅の対象を限定しないこと。
- b. 所有者の経済的負担が軽いものであること。
- c. 個人情報保護等、情報セキュリティが確保されたものであること。
- d. 住宅情報の蓄積・活用の仕組みが、全国への普及を前提としたものであること。
- e. 別添1「既存住宅で始める住宅履歴情報の蓄積・活用ガイドライン（素案）」に則った住宅情報の蓄積・活用を行うこと。

## III. 採択基準等

### 1. 採択基準

#### (1) 総合的検討事業

- ・学識経験者等を含めた総合的検討の実施体制が整っていること。
- ・住宅履歴情報の蓄積・提供のサービスを行う民間事業者等との連携体制が整っていること。

## (2) 住宅情報蓄積・活用事業

- ・インスペクター、リフォーム業者、宅建業者等との連携体制が整っている民間事業者等（複数社による連携も可）であること。
- ・本年度中に住宅所有者に対してサービス提供に至るものであること。（試行的に行われるものを含む）
- ・本補助事業終了後も継続的、持続的にシステム・サービスが提供されることが認められるものであること。

## 2. 補助金の交付を受けるにあたってのその他の条件

- ① 採択された全ての民間事業者等は、交付決定に際して付した条件に従って、事業を実施すること。
- ② 採択された全ての民間事業者等は、補助対象事業の実施期間中、事業進捗報告を定期的（月1回程度）に行うこと。
- ③ 「住宅情報蓄積・活用事業」に採択された民間事業者等は、平成30年度以降もインスペクションを活用した住宅情報の蓄積・活用状況について経過報告、事後の調査等に協力すること。（現時点では、定期的な住宅情報の蓄積件数についての報告を予定しています。）

## IV. 補助金の額

### (1) 総合的検討事業

補助対象は「Ⅱ. 2. (1) 総合的検討事業」に記載の事業実施に必要な費用とし、提案内容を鑑み、定額を補助する。

### (2) 住宅情報蓄積・活用事業

補助対象は「Ⅱ. 2. (2) 住宅情報蓄積・活用事業」に記載の事業実施に必要な費用とし、提案内容及び応募事業者数を鑑み、定額を補助する。ただし、「Ⅱ. 2. (2) ①住宅情報の蓄積・活用が可能なシステムの整備」にかかる費用については、補助金額の2分の1を限度とする。

## V. 提案書の作成及び提出等

### 1. 応募方法

#### (1) 募集期間等

説明書交付開始：平成29年4月26日（水）

提出書類の受付期間：平成29年5月22日（月）～平成29年5月26日（金）17時 **必着**

採択結果の通知：平成29年6月初旬（予定）

#### (2) 提出方法

必要な書類を「3. 問合せ及び提出先」の住所まで**持参**又は**郵送**にて提出すること。

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。（提出期限必着）

なお、複数の事業者がグループで提案を行う場合、交付申請等マニュアルに従って協定書等を締結したうえで、事業を実施すること。

## 2. 審査

提出された提案書等について書類審査等を行い、評価の高い者を総合的検討事業：1 事業者、住宅情報蓄積・活用事業：5 事業者程度を目途に予算の範囲内で採択する。

なお、応募多数の場合は、連携事業者等の実施体制が整っていることや事業内容の具体性、全国への普及に関して実現性が高い事業を優先的に採択する。

## 3. 問合せ及び提出先

本事業に関する質問は、文書（様式自由）により行うものとし、郵送、電送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

質問の受付期間：平成29年5月8日（月）～5月19日（金）18時まで

### 【問合せ及び提出先】

国土交通省 住宅局 住宅生産課 中本

電話番号：03-5253-8111（内線 39-471） ※土日祝日を除き、10:00～18:00 まで

FAX : 03-5253-1629

メール : nakamoto-s2js@mlit.go.jp

## 4. その他

- ① 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 関連情報（本事業の応募にあたっての説明書の入手等）のための照会窓口は「3. 問合せ及び提出先」に同じ。
- ③ 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ④ 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、申込者に対して補助事業者の取消を行うことがある。
- ⑤ 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- ⑥ 詳細は説明書による。

以上